

## 一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成30年 6月 1日～平成32年 5月 31日までの 2年間
2. 内容

目標1：子どもの出生時における育児休業の取得を促進するため、産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の情報提供を行う。

### <対策>

- 平成31年 1月～ 制度内容等について社内インフォメーションに内容を記載し周知
- 平成31年 2月～ 育児休業等制度利用者からのレビューをホームページへ掲載